

令和3年8月27日

昭島市立清泉中学校

児童・生徒の保護者の皆様

昭島市教育委員会

2学期の開始に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について（お願い）

日ごろより、昭島市立学校の教育活動に、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。変異株による新規感染者数が急速に増加し、緊急事態宣言が9月12日まで再延長されたことにより、2学期の開始についてご心配なご家庭もあることと存じます。

昭島市教育委員会といたしましては、子どもたちの学習の機会の保障や心身への影響を考慮し、各学校における感染防止対策をより一層徹底しながら、2学期の教育活動を行ってまいります。同時に、夏季休業明けの子どもたちの心身の状況の把握や心のケアについても、充実を図ってまいります。

つきましては、2学期の教育活動を安全・安心に継続できるよう、ご家庭における更なる健康観察の徹底と、ご家族の体調不良やPCR検査を受ける場合、体調に少しでも不安を感じた場合には登校を控え、「学校に持ち込まない、学校内で感染拡大させない」ために、下記によりご家庭における感染症対策の徹底に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 家庭における感染症予防策を徹底する

- 3密の回避、正しい手洗い、手指消毒、咳エチケット（マスクの着用）、30分に1回以上の換気で感染を防止する。
- 毎朝検温、健康観察（症状の有無の確認）を行い、家族に何らかの症状が見られる場合、お子さまに咳、発熱、息苦しさなどの体調不良が見られる場合は登校を控え、自宅で休養や受診する。
- 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛し、特に20時以降の外出を自粛する。

2 学校での感染拡大を防止するためのお願い

裏面の資料を確認し、お子さまやご家族等が感染者や濃厚接触者になった場合、PCR検査を受ける場合や感染の疑いがある場合には、感染拡大防止の観点から登校を控えていただくようお願いいたします。

- (1) お子さまの登校前には必ず検温し、体調が悪い場合は、無理して登校させない。
- (2) 情報についてはできるだけ早く、学校への連絡をお願いします。その際、感染者又は濃厚接触者として特定された方に関する事、検査機関や検査日、結果の予定日、児童・生徒の状況、保健所や医療機関の指示等についてお聞きします。保護者等からの情報をもとに、学校における対策を講じていきますので、可能な範囲で情報提供にご協力をお願いいたします。

3 学校で感染者が確認された際の対応について

- (1) 学校で感染者が確認された場合は、状況に応じて、学級閉鎖や学年閉鎖、臨時休業を行うことがあります。
- (2) お子さまが感染した場合は、市の公表基準に基づき、市のHPに公表するとともに、学校から文書を発出いたします。その際は、個人名や学級名が特定されないようにいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【資料】

■児童・生徒、家族等が感染した場合や濃厚接触者等となった場合の出席停止の対応について

場合	対象者		登校	出席停止の期間
	本人	家族		
＜保健所を通して陽性や濃厚接触者の判定が示された場合＞				
①感染した（陽性と判定された）場合	●		×	医療機関ないし保健所の指示に基づく療養期間終了後、治癒するまで
		●	×	保健所による濃厚接触者の特定がなされるまで、自宅待機。児童・生徒が濃厚接触者に特定された場合には、②と同様
②濃厚接触者と特定された場合	●		×	感染者と最後に会った日の翌日から14日間出席停止。陽性の場合には、①と同様（陰性と判定されても14日間は出席停止）
		●	×	PCR検査を受けることになった時から、検査結果（陰性）が判明するまで。 PCR検査を受けない場合は、医療機関等と学校に相談し、状況が確定するまで自宅待機し、登校を控える。
＜保健所を通さずに検査を受ける場合や体調不良がある場合＞				
③PCR検査を受ける場合	●		×	検査を受けることになった時から、検査結果（陰性）が判明するまで。陽性の場合には、①と同様
		●	×	
④発熱等の風邪の症状がある場合	●		×	症状のある者が治癒し、自宅休養の必要がないと確認できるまで（かかりつけ医等が登校すべきでない」と判断した期間）
		●	×	
＜保健所を通しての判定や発熱、体調不良の症状はないが、「濃厚接触者」に当てはまる場合＞				
<p>☆感染者が他者に感染させる力を持つとされる期間内（発症日の2日前から診断後に隔離などをされるまでの期間）に接触した方のうち、次の範囲に該当する方が「濃厚接触者」とされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手で触れられる距離（目安として1m）で、必要な感染予防策（マスクなど）なしで15分以上接触があった人（周辺の環境や接触の状況等から感染性を総合的に判断する） ・患者と同居或いは長時間の接触（車内、航空機など）があった人 ・適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護した人 				
⑤家族以外で感染者と接触し、判定は受けていないものの上の基準に照らして濃厚接触者に該当するおそれのある場合	●		△要連絡	医療機関等と学校に相談し、状況が確定するまで自宅待機し、登校を控える。相談なく、登校することはしない。濃厚接触者であれば、感染者と最後に会った日の翌日から14日間出席停止。風邪等の症状が出た場合は④、陽性の場合には①と同様である。（陰性と診断されても14日間は出席停止）
		●	△要連絡	

* 保健所での判定に時間を要する場合が考えられることから、濃厚接触や感染の可能性がある場合には、状況が確定するまで自宅待機し、登校を控える。
ただし、保健所が濃厚接触者に当たらないと判定した場合は、⑤から除く。

■自宅療養解除後の登校再開について

児童・生徒が適切な期間の自宅療養を行い、安心して登校が再開できるよう、事前に学校に電話連絡を行い、保護者と学校で登校再開について確認する。登校初日には、保護者による別紙の登校届を学校に提出する。